

第 3 次  
稚 内 市  
地球温暖化  
対策実行計画

【 事 務 事 業 編 】

2021-2030

WAKKANAI HOKKAIDO



令和3年3月 策定 / 令和6年3月 改定  
稚 内 市

## 目 次

第 1 章 基本的事項 .....	1
1.1. 背景 .....	2
1.2. 目的 .....	2
1.3. 計画の対象範囲 .....	3
1.4. 対象とする温室効果ガス .....	3
1.5. 計画の期間 .....	4
1.6. 上位計画及び関連計画との位置付け .....	4
第 2 章 温室効果ガスの排出状況 .....	5
2.1. 温室効果ガスの排出状況 .....	6
2.2. エネルギー起源二酸化炭素の排出状況 .....	6
2.3. 排出量の要因分析 .....	7
第 3 章 目標と基本方針 .....	13
3.1. 削減目標 .....	14
3.2. 基本方針 .....	16
第 4 章 温室効果ガス削減に向けた取組 .....	17
4.1. 基準年(2013 年度)から今までの本市の取組 .....	18
4.2. 再生可能エネルギーの有効活用 .....	18
4.3. 省エネルギー行動の推進 .....	18
4.4. 建物・設備・公用車の省エネルギー化 .....	19
第 5 章 推進体制・方法 .....	20
5.1. 推進体制 .....	21
5.2. 進行管理 .....	22

# 第 1 章

## 基本的事項

## 1.1. 背景

国内外で地球温暖化に起因するとされる異常気象の頻発やそれによる被害、農作物や生態系への影響等が報告されており、今後、さらに深刻化することが予測されています。

地球温暖化対策には、世界全体で取り組むための国際的な枠組みが必要であり、2015(平成 27)年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21<sup>※</sup>) において、新たな法的枠組みとなる「パリ協定<sup>※</sup>」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0° C 以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

「パリ協定」は、2020(令和 2)年以降の温室効果ガス<sup>※</sup>排出削減等に関する新たな枠組みとして、京都議定書以来 18 年ぶりとなる新たな法的拘束力を持つ国際的な合意文書であり、気候変動枠組条約に加盟するすべての国や地域が参加する画期的なものとなりました。

また、2018(平成 30)年 10 月に公表された、国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) <sup>※</sup>の「1.5°C特別報告書」では、地球温暖化が現在のペースで進めば、世界の平均気温は 2030(令和 12)年から 2052(令和 34)年の間に産業革命以前よりも 1.5°C 高い水準に達する可能性が大きいこと、気温上昇を 1.5°C に抑えるためには 2030(令和 12)年までに二酸化炭素排出量を 2010(平成 22)年比で約 45% 減少、2050(令和 32)年前後には正味ゼロにする必要があると指摘しています。

我が国では、1998(平成 10)年に「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

2016(平成 28)年には、「地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)」が策定され、2019(令和元)年 6 月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。2020(令和 2)年 11 月には、首相が主要 20 カ国・地域首脳会議で 2050(令和 32)年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標を表明しました。

さらに、2021(令和 3)年 10 月に、「地球温暖化対策計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)」を策定し、中期目標を 46% 削減とするとともに 50% の高みに向けて挑戦を続ける決意を表明しました。

## 1.2. 目的

本市ではこれまで、2006(平成 18)年度から 2010(平成 22)年度を対象とした「稚内市地球温暖化対策実行計画【第 1 次計画】」、2011(平成 23)年度から 2020(令和 2)年度までを対象とした「稚内市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)【第 2 次計画】」を策定して、市役所の主な公共施設における二酸化炭素の排出量削減に努めてきました。

第 2 次計画が 2020(令和 2)年度で計画期間満了となるため、引き続き地球温暖化防止に向けた取組を着実に推進し、脱炭素社会<sup>※</sup>を実現するため、第 3 次計画となる「稚内市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定します。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき策定するものであり、脱炭素社会の実現に向けて地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくために、職員による積極的な省エネや省資源などの取組を推進することで、本市の全ての事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とします。

### 1.3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、原則として本市のすべての事務・事業とします。

なお、施設としては、公共施設総合管理計画の対象施設のうち、エネルギー使用量が把握でき二酸化炭素排出量を算出可能な施設及び上下水道施設2施設とします。（資料編 1.対象施設を参照）

### 1.4. 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律 第2条 第3項」で定める温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）及び三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類の物質とされています。

本計画では、稚内市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にならい、地域から排出される温室効果ガス排出量の内、そのほとんどを占める二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象として削減目標を設定し、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の排出は主に家畜の飼育によるもので、削減のためには家畜数を減らすなど現実的ではない方法となることから、前計画と同様にメタンと一酸化二窒素は排出量を把握するのみとします。

なお、本市で排出される二酸化炭素は、全てエネルギー起源のものとなっています。

表 1：対象とする温室効果ガス

温室効果ガス種類		人為的な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出	1
	非エネルギー起源	セメント製造、生石灰製造など工業的プロセス、廃プラスチック類の焼却等により排出	
メタン (CH <sub>4</sub> )		自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て、家畜の腸内発酵等により排出	28
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出	265

## 1.5. 計画の期間

本計画の計画期間は 2021（令和 3）年度～2030（令和 12）年度の 10 年間とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、適宜見直しを検討します。

## 1.6. 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、第 5 次稚内市総合計画、第 2 次稚内市環境基本計画を上位計画とし、その他環境関連個別計画と連携しながら、環境関連の事業・施策を推進します。

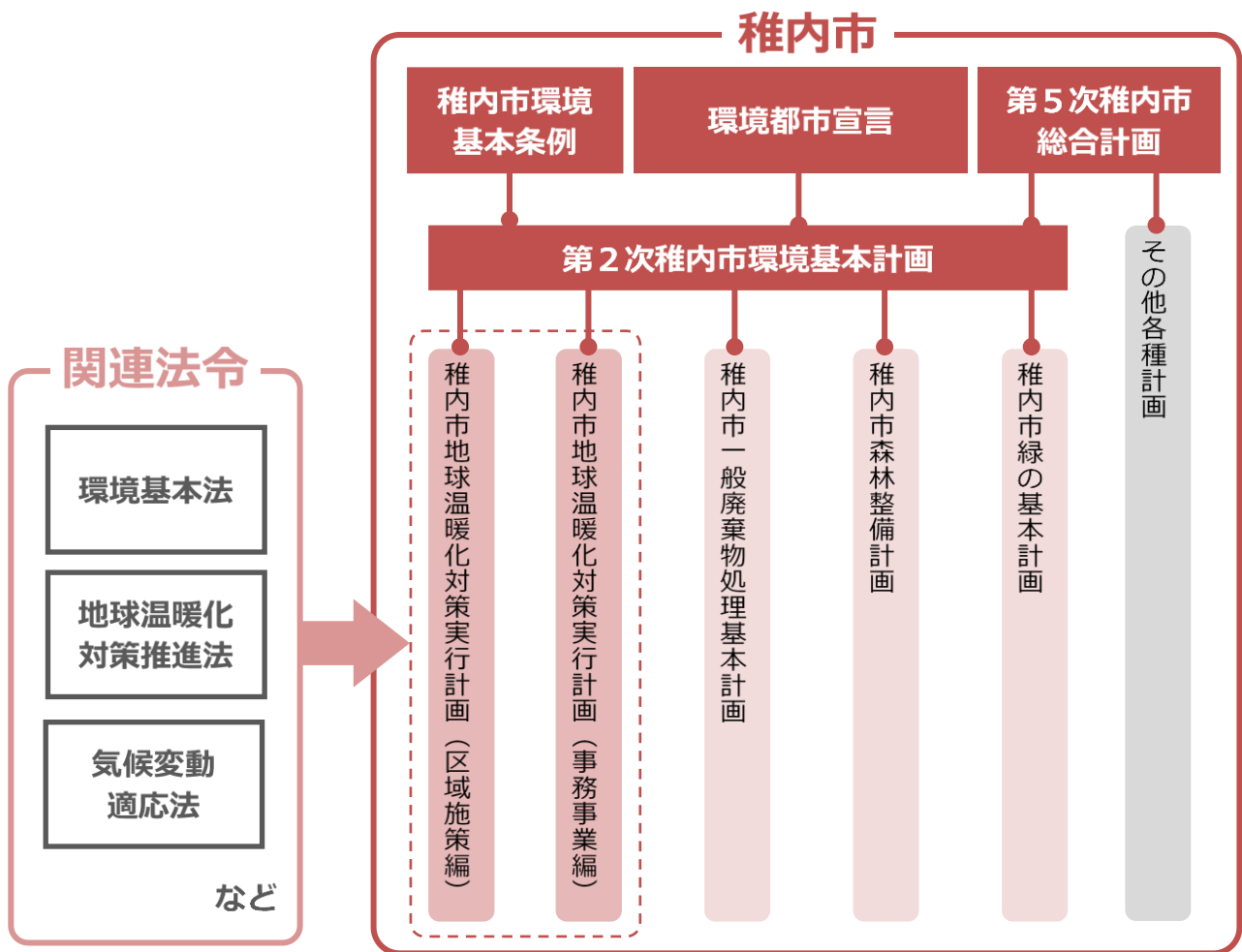


図 1：上位計画及び関連計画との位置付け

## 第2章

### 温室効果ガスの排出状況

※第2章は、2021（令和3）年3月策定時のものです。

※2022（令和4）年4月公表の遡及修正（1990年度、2005年度、2007～2018年度）は反映していません。

## 2.1. 温室効果ガスの排出状況

本市の事務・事業からの温室効果ガス排出量は、60%以上が二酸化炭素によるものとなっています。

基準となる2013（平成25）年度の排出量は32,089t-CO<sub>2</sub>で、2019（令和元）年度の排出量は28,713t-CO<sub>2</sub>となっており、10.5%の削減が進んでいる結果となっています。

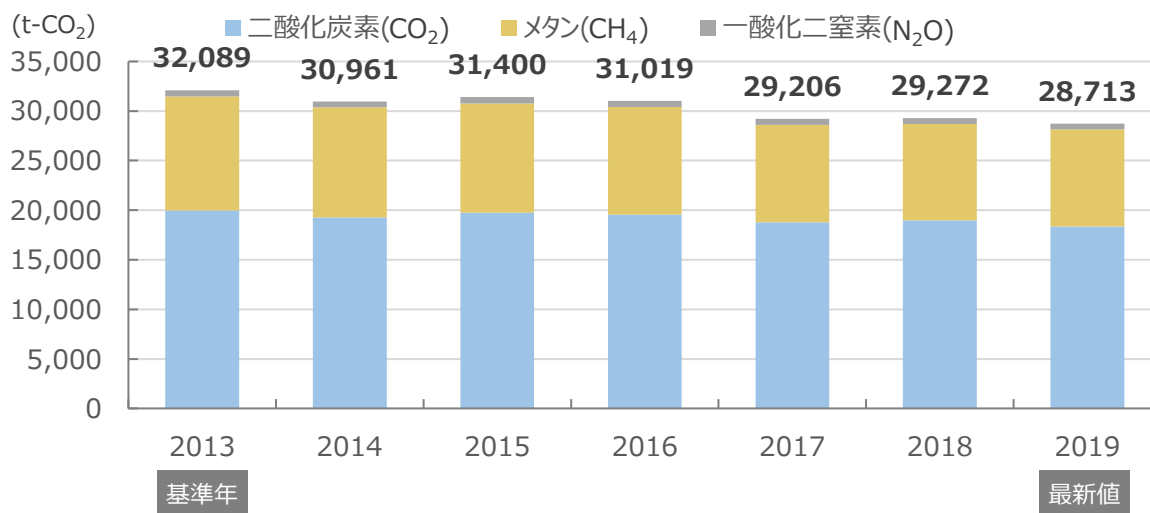


図2：温室効果ガス排出量の推移

## 2.2. エネルギー起源二酸化炭素の排出状況

本市の事務・事業から排出される二酸化炭素は、全てがエネルギー起源のものとなっています。

基準となる2013（平成25）年度の排出量は19,988t-CO<sub>2</sub>で、2019（令和元）年度の排出量は18,375t-CO<sub>2</sub>となっており、8.1%の二酸化炭素を削減している結果となっています。

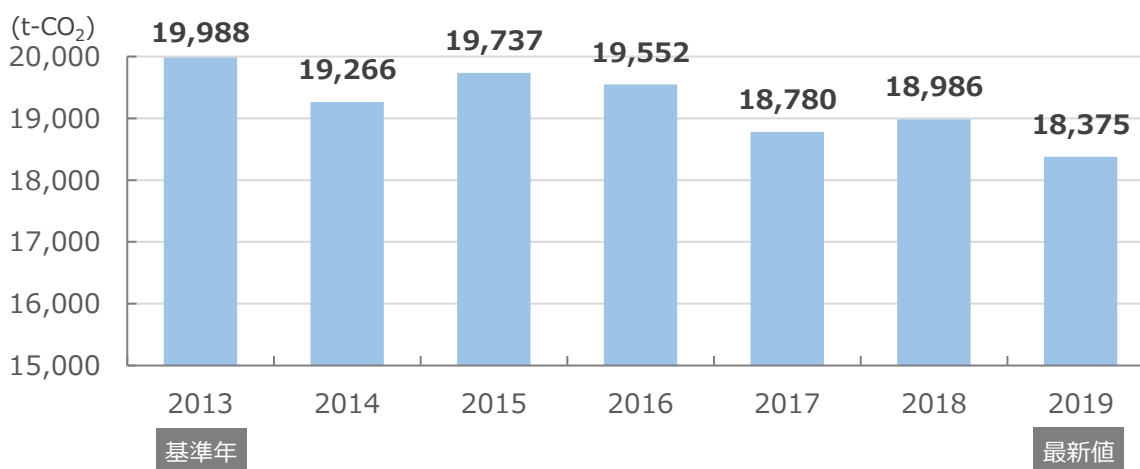


図3：エネルギー起源二酸化炭素\*の排出量の推移

## 2.3. 排出量の要因分析

### (1) 現行計画の目標達成状況の評価と要因分析

2011（平成 23）年 4 月に策定した前計画では、本市の主要な 12 施設を対象として、二酸化炭素排出量を 2020（令和 2）年度までに 2006（平成 18）年度を基準に 7.3%を削減する目標を設定しました。

排出量の推移を見ると、基準年（2013 年度）から削減傾向にあるものの目標には達しておらず、2019（令和元）年度時点で 6,992t-CO<sub>2</sub>（4.8%の削減）となっています。

本市職員の取組により、電気については省エネルギー行動で使用量が着実に削減されており、燃料についても低燃費車・電気自動車の導入やエコドライブ\*の実行により削減されています。しかし、各施設における暖房等については、利用者の数等に左右されることもあり、省エネルギー行動だけでは二酸化炭素を大幅に削減することが難しく、目標達成に至らなかった要因と考えられます。

取組は進んでいるものの、2019（令和元）年度時点では目標が未達成となっており、今後は削減に向けて更なる取組の強化が必要となっています。

#### 【対象施設】

市庁舎、図書館、保健福祉センター、科学館、水族館、エネルギーセンター、消防本部  
保育所（白樺・港）、学校給食センター、市立稚内病院、こまどり病院

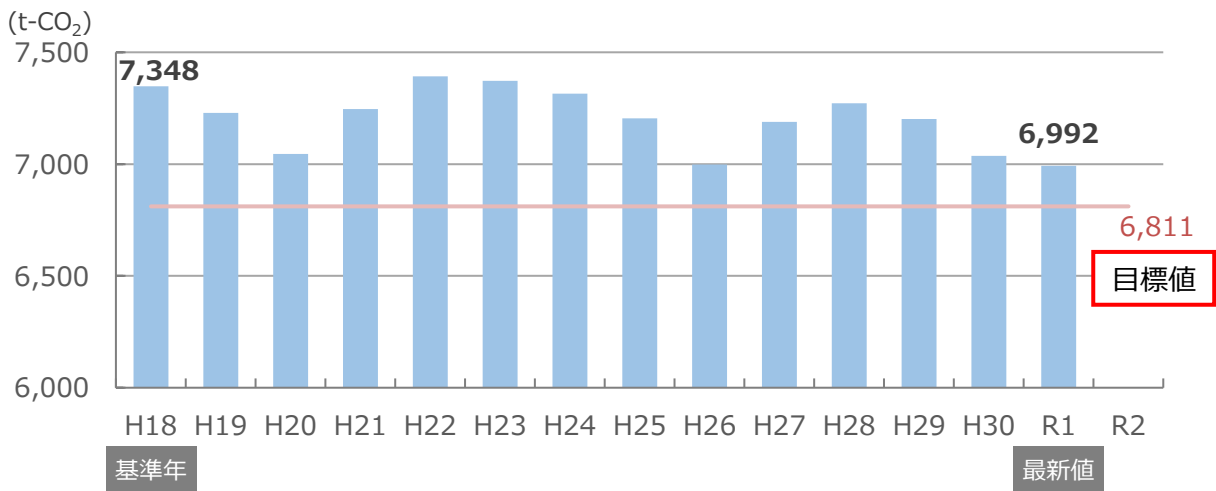


図 4：主要 12 施設の二酸化炭素排出量の推移

## (2) 2013（平成 25）年度以降の主要施設の排出量増減と要因分析

### ① 主要施設

対象施設 164 施設のうち、2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量を、排出量の多い施設順で見ると、上位 20 施設の排出量で、全体の 80%を占める状況となっています。

※2020 年に完成したみどりスポーツパークは、2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量には含まれていません。

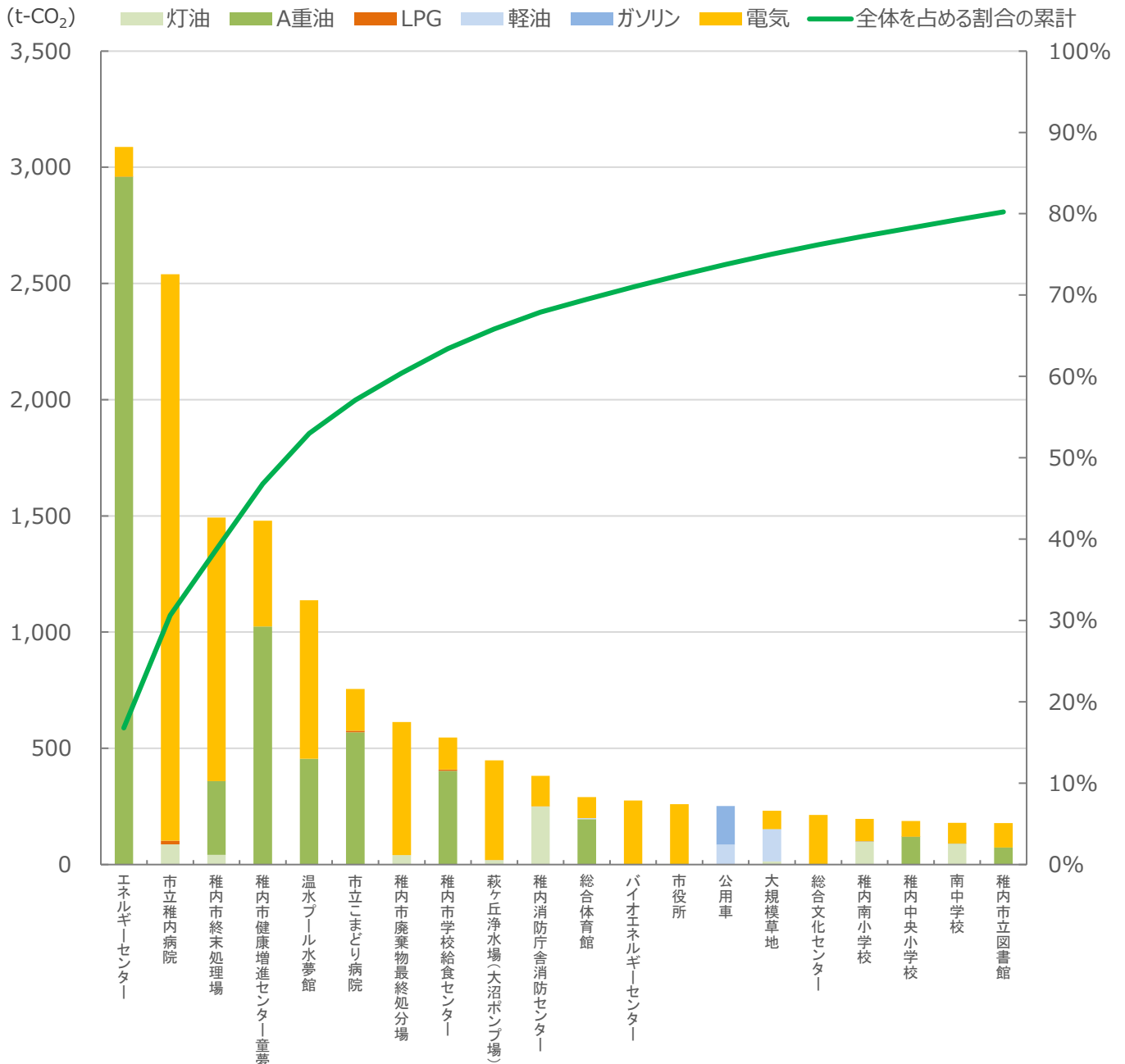


図 5：2019（令和元）年度の施設別二酸化炭素排出量（排出量の多い 20 施設）

そのため、この20施設に対して二酸化炭素削減対策を行うことが効果的となります。

また、排出量の上位20施設について、2013（平成25）年度と2019（令和元）年度の二酸化炭素排出量を比較すると、排出量が増えている施設が5施設あるため、これらの増加の要因を分析します。

表2：2019（令和元）年度の施設別二酸化炭素排出量（排出量の多い20施設）

	施設名	2013年度 エネルギー起源 二酸化炭素排出量 【t-CO2】	2019年度 エネルギー起源 二酸化炭素排出量 【t-CO2】	全体を 占める 割合	全体を 占める 割合の 累計	増減 【t-CO2】
1	エネルギーセンター	3,134	3,087	16.8%	16.8%	-47.0
2	市立稚内病院	2,719	2,539	13.8%	30.6%	-179.2
3	稚内市終末処理場	2,129	1,493	8.1%	38.7%	-635.6
4	稚内市健康増進センター童夢	1,553	1,479	8.0%	46.8%	-73.9
5	温水プール水夢館	1,329	1,137	6.2%	53.0%	-191.6
6	市立こまどり病院	660	755	4.1%	57.1%	95.6
7	稚内市廃棄物最終処分場	267	613	3.3%	60.4%	346.2
8	稚内市学校給食センター	586	546	3.0%	63.4%	-39.6
9	萩ヶ丘浄水場（大沼ポンプ場）	375	448	2.4%	65.8%	72.4
10	稚内消防庁舎消防センター	431	382	2.1%	67.9%	-49.1
11	総合体育館	351	290	1.6%	69.5%	-60.7
12	バイオエネルギーセンター	266	275	1.5%	71.0%	8.9
14	市役所	341	259	1.4%	72.4%	-82.1
13	公用車	306	252	1.4%	73.8%	-54.3
15	大規模草地	284	231	1.3%	75.0%	-52.8
16	総合文化センター	237	213	1.2%	76.2%	-23.7
17	稚内南小学校	166	196	1.1%	77.3%	29.6
18	稚内中央小学校	230	187	1.0%	78.3%	-43.6
19	南中学校	211	180	1.0%	79.2%	-30.9
20	稚内市立図書館	235	178	1.0%	80.2%	-57.2

## ② 排出量が増加した施設

### 1) 稚内市廃棄物最終処分場（346.2 t -CO<sub>2</sub> 増加）

電気と灯油の使用量が増加していることが、二酸化炭素排出量増加の要因と考えられます。

電気の使用量の増加は、2018（平成30）年度に処理施設を増設したことによるもので、灯油の増加は、2019（令和元）年11月以降、配管凍結防止のための温水循環によるものとなっています。

2015（平成27）年度については、水処理施設の稼働が少なかったため、電力量が減少しています。

なお、電気については、バイオエネルギーセンターから供給を受けていますが、その量はほとんどなく、使用量全体から見るとわずか数%となっています。

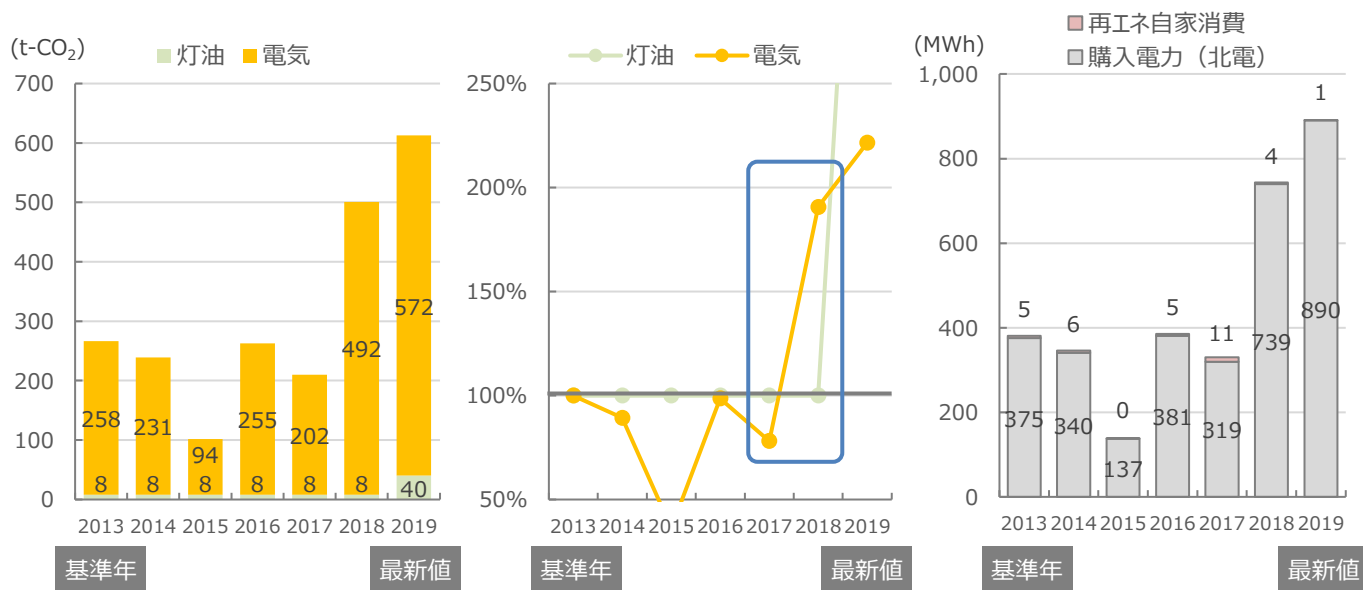


図 6：エネルギー種別二酸化炭素の排出量・増減率と電力使用量の推移（稚内市廃棄物最終処分場）

### 2) 市立こまどり病院（95.6 t -CO<sub>2</sub> 増加）

重油の使用量が年々増加していることが、二酸化炭素排出量増加の要因と考えられます。

これは、老朽化した設備を補修しながら使用している状況で、ボイラー等の効率が低下したことが要因と考えられます。

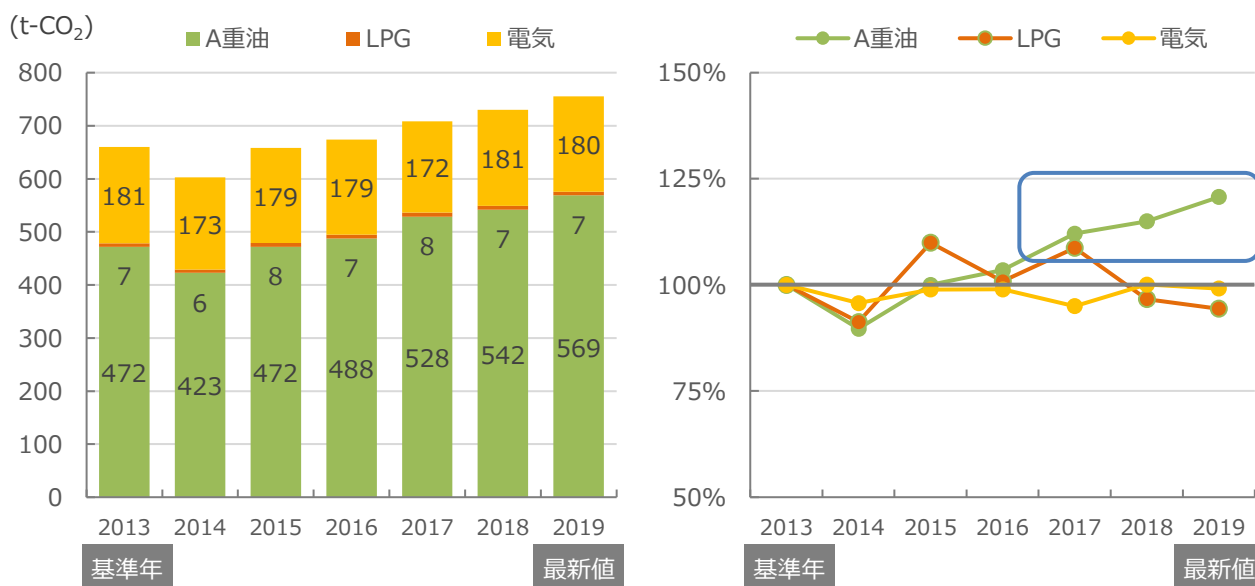


図 7：エネルギー種別二酸化炭素の排出量・増減率の推移（市立こまどり病院）

### 3) 萩ヶ丘浄水場（大沼ポンプ場）（72.4 t -CO<sub>2</sub> 増加）

ばらつきがあるものの、電気からの排出量が基準年（2013年度）よりも増加傾向にあることが、二酸化炭素排出量増加の要因と考えられます。

電気からの排出量が基準年（2013年度）より増加した要因は、風力発電設備の故障等により自家消費量が減少し買電が増加したことが要因となっています。

なお、電気使用量については、ほぼ横ばいで推移しています。

また、2018（平成30）年度に軽油の使用量が急増しているのは、北海道胆振東部地震に伴うブラックアウトにより非常用発電機を稼働したことによるものとなっています。

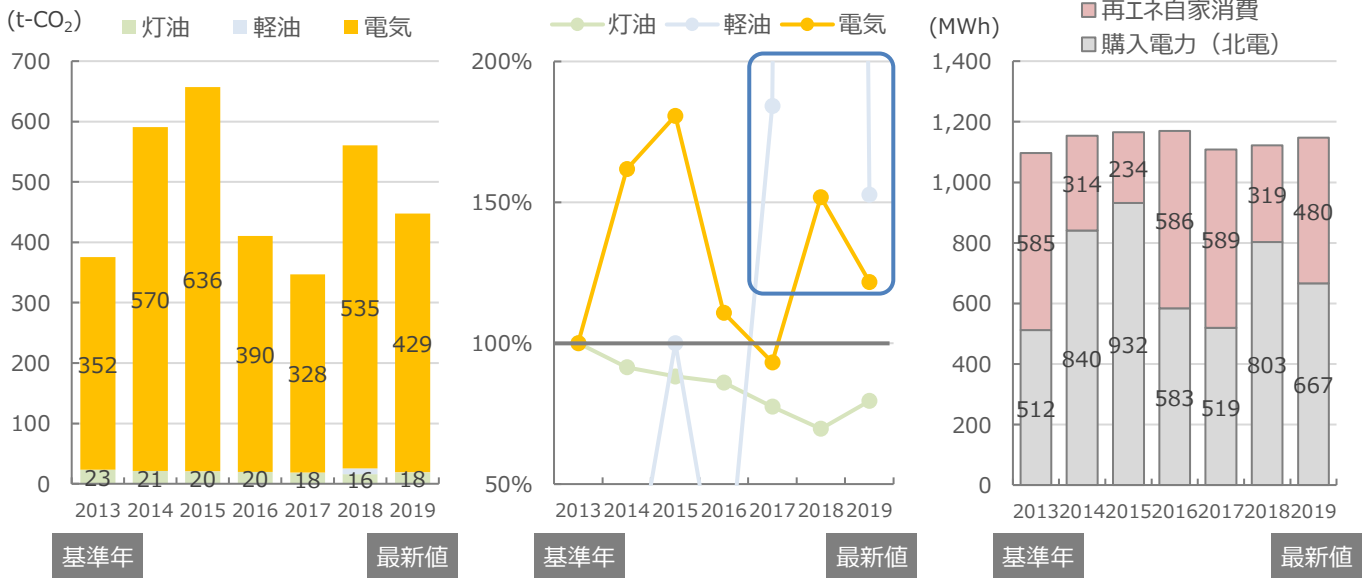


図 8：エネルギー種別二酸化炭素の排出量・増減率と電力使用量の推移（萩ヶ丘浄水場（大沼ポンプ場））

### 4) 稚内南小学校（29.6 t -CO<sub>2</sub> 増加）

電気の使用量が増加していることが、二酸化炭素排出量増加の要因と考えられます。

2019（令和元）年度に電気の使用量が増加している要因は、新校舎の供用が開始されたことによるものとなっています。

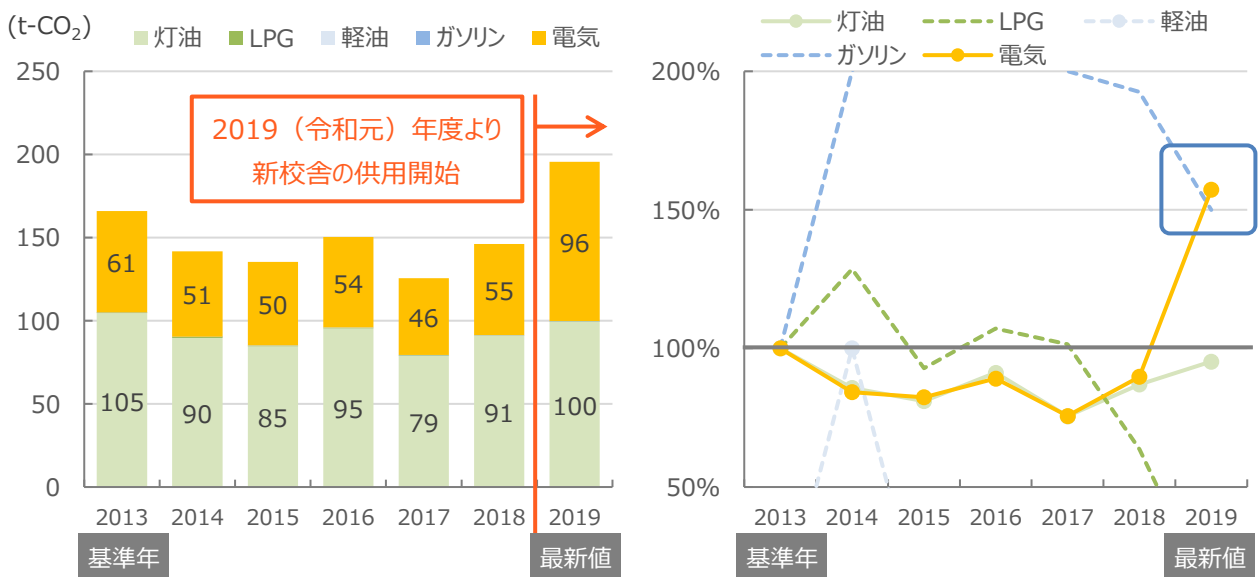


図 9：エネルギー種別二酸化炭素の排出量・増減率の推移（稚内南小学校）

### 5) バイオエネルギーセンター（8.9 t -CO<sub>2</sub> 増加）

電気からの排出量が若干増加していることが、二酸化炭素排出量増加の要因と考えられます。

電気からの排出量が基準年（2013 年度）より増加している要因は、自家消費量が減少し買電が増加したことが要因となっています。なお、電力使用量については、ほぼ使用量は横ばいで推移しています。

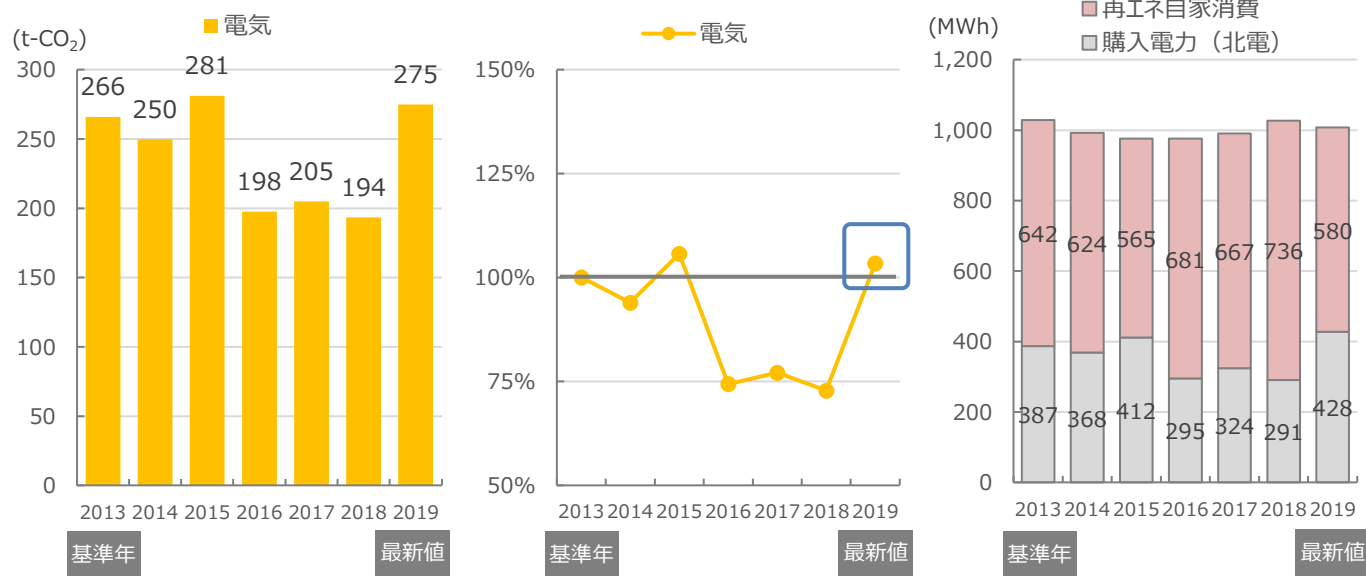


図 10: エネルギー種別二酸化炭素の排出量・増減率と電力使用量の推移 (バイオエネルギーセンター)

# 第3章

## 目標と基本方針

## 3.1. 削減目標

### (1) 基本的な考え方

本市は2021（令和3）年3月に現行計画を策定し、地球温暖化対策を推進していたところ、2021（令和3）年10月に閣議決定された「政府実行計画」において、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比40%から50%削減に上方修正することが示され、地球温暖化対策に関する状況が大きく変化しました。

本市の事務・事業における削減目標も、国の削減目標にならって目標を定め、二酸化炭素の排出量削減を進めていくこととします。

なお、本市の事務・事業から排出される二酸化炭素は、全てエネルギー起源のものとなっています。

表3：国の削減目標値

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：百万t-CO <sub>2</sub> )	2013年度 排出実績	2030年度 排出量	削減率	従来目標
	1,408	760	▲46%	▲26%
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677	▲45%	▲25%
1) 産業部門	463	289	▲38%	▲7%
2) 業務その他部門	238	116	▲51%	▲40%
3) 家庭部門	208	70	▲66%	▲39%
4) 運輸部門	224	146	▲35%	▲27%
5) エネルギー転換部門	106	56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O	134	115	▲14%	▲8%
代替フロン等4ガス（フロン類）	39	22	▲44%	▲25%
吸収源	—	▲48	—	▲37百万t-CO <sub>2</sub>
二国間クレジット制度（JCM）※	官民連携で2030（令和12）年度までの累計で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC※達成のために適切にカウントする。			—

※中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

温室効果ガスの削減目標は、国の削減目標にならい、2030（令和12）年度までに二酸化炭素排出量を50%削減、さらに50%以上の高みに向けて挑戦を続けていきます。そして、2050（令和32）年には二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指します。



本市の二酸化炭素は、基準年（2013（平成 25）年度）の排出量が 20,169 t-CO<sub>2</sub> で、削減目標は 50%（10,085 t-CO<sub>2</sub>）であるため、2030（令和 12）年度の目標値は 10,084 t-CO<sub>2</sub> となります。2022（令和元）年度の排出量は 16,495 t-CO<sub>2</sub> で、基準年（2013 年度）から 3,674 t-CO<sub>2</sub>（8.1%）を削減していることから、2030（令和 12）年度までにさらに 6,411 t-CO<sub>2</sub> を削減することが必要となります。

メタン、一酸化二窒素の排出は主に家畜の飼育や廃棄物の埋立によるものであり、削減のためには家畜数を減らすなど現実的ではない方法となること、廃棄物はバイオエネルギーセンターが 2012（平成 24）年から稼働したことで温室効果ガス排出量の削減が既に進んでいることから、排出量を把握するのみとし、削減目標は設定しないこととします。

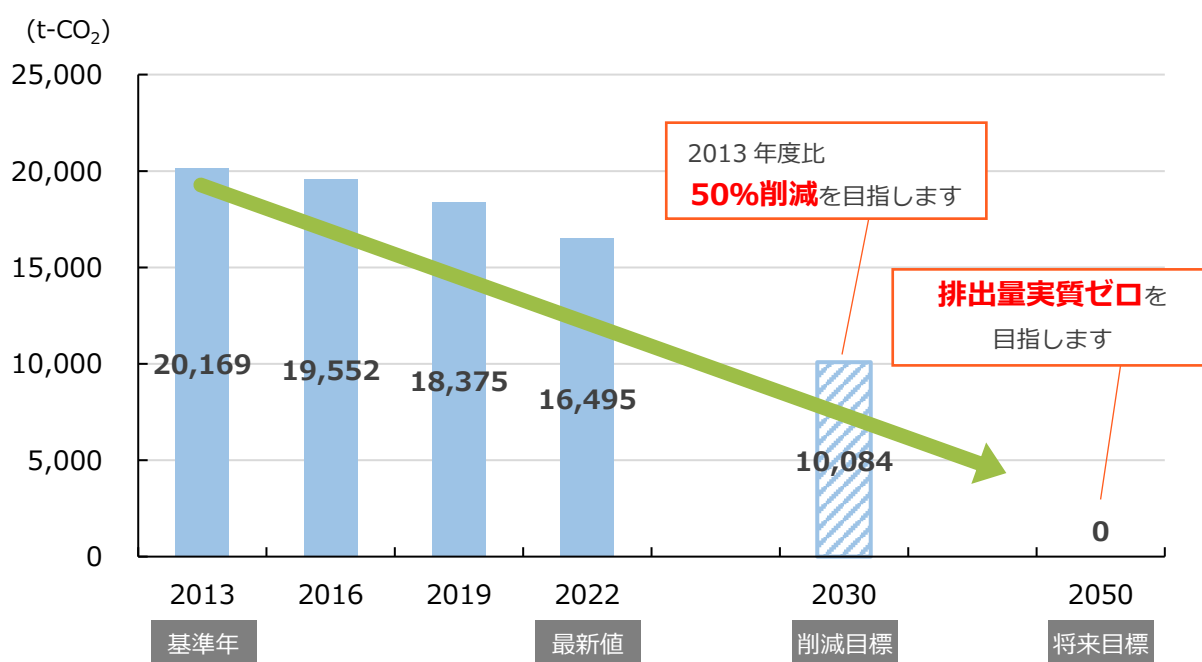


図 11：二酸化炭素排出量の推移と目標

## 3.2. 基本方針

本市の事務・事業は、業務その他部門に分類され、削減目標の割合は基準年（2013 年度）比で 2030（令和 12）年に二酸化炭素 50%削減と大幅な二酸化炭素排出量の削減を進めていく必要があります。そのため、これまでの省エネルギー行動を引き続き取り組んでいくことに加え、再生可能エネルギー※比率の高い地産電源※の活用をはじめ、施設等の建て替えや更新が必要となった際には、省エネルギー性能の高い高効率な設備・機器への更新などを進めていくことが必要となります。

### 基本方針

### 温室効果ガス削減に向けた取組

#### 基本方針 1

##### 再生可能エネルギーの有効活用

二酸化炭素削減のためには、エネルギー使用量の削減に加え、二酸化炭素を発生させないエネルギーの利用が必要となるため、再生可能エネルギー比率の高い電気の利用を進めます。そのため、風力発電や太陽光発電など、地域で利用可能なエネルギーの有効活用を進めます。

4.2. 再生可能エネルギーの有効活用

#### 基本方針 2

##### 省エネルギー行動の推進

省エネルギー行動の推進を行います。本市では既に省エネルギー行動に取り組んでいますが、より一層の推進のため、本市職員への啓発や、省エネルギーに取り組みやすい環境づくりなどの取組を進めます。

4.3. 省エネルギー行動の推進

#### 基本方針 3

##### 建物・設備・公用車の省エネルギー化の推進

建物や設備、公用車の更新時には、ZEB※化や高効率設備、クリーンエネルギー自動車※を選択するなど、省エネルギー化を推進します。また、EMS※の導入などにより、エネルギーの効率的な利用を進めていきます。

4.4. 建物・設備・公用車の省エネルギー化

# 第4章

## 温室効果ガス削減に向けた取組

## 4.1.

# 基準年(2013年度)から 2022年度までの本市の取組

削減率  
18.2%

- 基準年（2013年度）から2022年度までに本市で行ってきた取組や省エネルギー行動の実施等により二酸化炭素排出量が削減されています。

## 4.2.

# 再生可能エネルギーの有効活用

削減率  
26.7%

### (1) 再生可能エネルギー比率の高い電気の利用

- 二酸化炭素の排出量削減に貢献するため、再生可能エネルギー比率の高い地産電源を利用します。

### (2) 自家消費型の再生可能エネルギーの有効活用

- 本市の公共施設で作られた再生可能エネルギーを有効活用します。

## 4.3.

# 省エネルギー行動の推進

削減率  
1.6%

### (1) 直接的取組（温室効果ガス排出量の削減に直接的に関与する取組）

- こまめな省エネルギー行動に努めます。
- 事業を行う際には温室効果ガスの排出量削減を意識した行動を行います。
- 施設の温度管理を行い、排出量削減に努めます。
- 照明は業務の支障にならない範囲で昼休みは消灯し、使用していない執務室の消灯を徹底することにより、電力量の削減を行います。
- パソコン・プリンターなどのOA機器は、昼休みや長時間不使用時には、主電源を切ったり、スリープに切り替えたりするなど電力量の削減を行います。
- 庁舎内の上下3階以内の移動は階段を利用し、エレベーターの使用を極力控えます。
- 省エネルギーのため、ノー残業デーを徹底します。
- 職員への省エネルギー行動の周知・啓発を実施します。
- ノーマイカーデーを徹底します。
- エコドライブを実施し、不必要なアイドリングは控えます。
- 近隣への移動は、可能な限り徒歩で移動します。

## (2) 間接的取組（温室効果ガス排出量の削減に間接的に関与する取組）

- 物品の購入時はエコマーク<sup>※</sup>やグリーンマーク<sup>※</sup>の対象品を購入します。
- コピー用紙は再利用できるものは、裏紙の使用を徹底します。
- クールビズ<sup>※</sup>・ウォームビズ<sup>※</sup>を推進します。
- ごみの排出量を削減し、資源ごみの分別を徹底します。
- 節水を徹底します。
- ペーパーレス化を進めます。

### 4.4.

## 建物・設備・公用車の省エネルギー化

削減率  
4.0%

### (1) 建て替え時の ZEB 化（削減率 1.4%）

- 施設の更新時には ZEB 化の検討や、気密性や断熱性、高効率設備の導入、木材利用による二酸化炭素排出量削減の検討を実施します。

### (2) 照明設備の LED 化（削減率 1.6%）

- 施設の蛍光灯や水銀灯などの照明設備を LED 化し、省エネルギー化を図ります。

### (3) 設備更新時の高効率化（削減率 0.1%）

- 設備の更新時には可能な場合、省エネルギー性能の高い、高効率な設備機器への更新を推進します。

### (4) 施設の統廃合によるエネルギー使用量の削減（削減率 0.8%）

- 施設の統廃合によるエネルギー使用量の削減を図ります。

### (5) 公用車の省エネルギー化（削減率 0.1%）

- 公用車の更新時には、低燃費車、クリーンエネルギー自動車（EV・PHV・FCV）などの環境配慮車への更新を推進します。
- 更新計画によりガソリン車のゼロを目指します。
- 職員数に合わせた公用車の適正台数を管理します。
- 公用車の燃費向上のため、タイヤの空気圧の調整等、適正な整備点検を行います。

上記に挙げた取組を確実に行うことで 2030(令和 12)年度には、基準年(2013 年度)に対して 50%の二酸化炭素排出量の削減が実現できます。社会情勢を踏まえ、時代に合った取組を強化することで 50%以上の高みに向けて挑戦を続けていきます。

# 第5章

## 推進体制・方法

## 5.1. 推進体制

温室効果ガス削減に向けた取組を推進するに当たり、事務局が、取組の主体となる施設管理者及び各担当課職員の取組状況を把握することに加え、取組の主体が自ら温室効果ガス排出量の削減について意識し、取り組み、その効果を把握し、改善を図っていくことが重要となります。

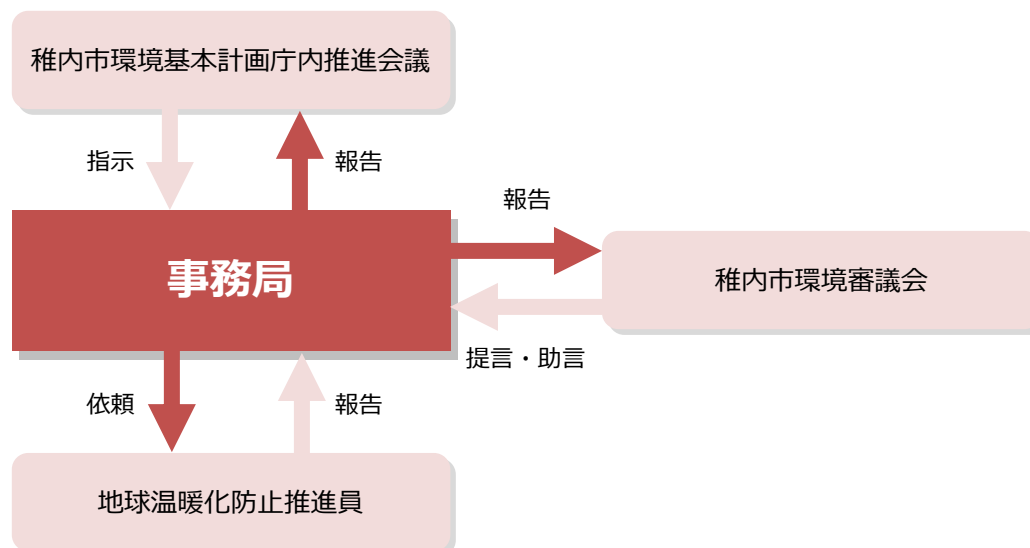


図 12：推進体制

### (1) 稚内市環境基本計画庁内推進会議

稚内市環境基本計画庁内推進会議は、稚内市環境基本計画の推進を図るため、環境施策の調整・検討、計画の進捗の管理、年次報告書の作成及び見直しを行います。

### (2) 事務局

事務局は、各課等から提出された報告を取りまとめ、稚内市環境基本計画庁内推進会議に報告します。環境の保全に関する基本的事項については、稚内市環境審議会に報告します。

また、各取組の進捗状況について毎年度公表し、計画の変更を行った場合にも公表します。

### (3) 稚内市環境審議会

稚内市環境審議会は、事務局から報告された環境の保全に関する基本的事項について、調査及び審議を行います。

### (4) 地球温暖化防止推進員

計画で位置付けた各取組を確実に推進するために、各課（外局を含む）に「地球温暖化防止推進員」を1名配置します。

地球温暖化防止推進員は、所属する課等の長が指名し、地球温暖化防止推進員は、管理対象となる事務・事業における各取組を進めるとともに、取組状況を「事務局」に報告します。

## 5.2. 進行管理

地球温暖化防止推進員は、毎年度、管理する施設等について、エネルギー使用量等の温室効果ガス排出量の算定に必要となる情報及び管理状況等を事務局に報告します。

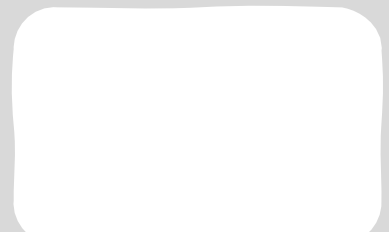
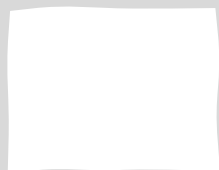
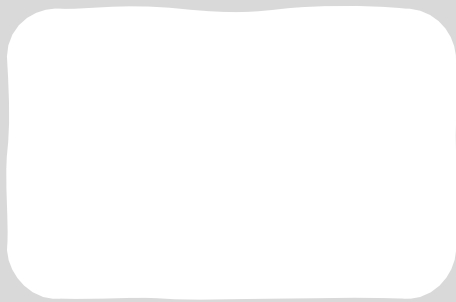
事務局は、地球温暖化防止推進員より、報告を受け、温室効果ガス排出量の算定、各施設における排出状況などを確認します。

また、温室効果ガス排出量の進捗状況及び各施設等における取組やその効果等を取りまとめ、毎年度、稚内市環境基本計画庁内推進会議及び稚内市環境審議会に報告します。庁内推進会議及び審議会からの指示、提言・助言を踏まえ、対応策等について検討し、必要に応じて地球温暖化防止推進員もしくは施設管理者へ削減対策についての助言やサポートを行います。

稚内市環境審議会は、事務局から報告を受け、審議を行い、必要に応じて助言・提言を行います。

稚内市環境基本計画庁内推進会議は、10年後に予定している次期地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）の改定を視野に入れ、10年間で見た長期的PDCA<sup>\*</sup>と、1年単位で行う短期的PDCAを多層的に運用・推進し、確実に目標を達成できるよう管理していきます。

# 資料編



## 目 次

1.対象施設 .....	資料-1
2.用語集 .....	資料-5

# 1.対象施設

本計画の対象施設は、「稚内市公共施設総合管理計画」の対象施設のうち、エネルギー使用量が把握でき、二酸化炭素排出量を算出可能な施設及び上下水道施設2施設としています。

2020（令和2）年度時点で 164 施設となっており、具体的な施設名は下表の通りとなります。

なお、下表の対象施設には 2013（平成 25）年度から 2020（令和 2）年度の間に廃止等となっている施設も含まれています。

表 4：対象施設一覧（1/4）

番号	大分類	小分類	施設名
1	市民文化系施設	集会施設	宝来地区活動拠点センター
2			東地区活動拠点センター
3			南地区活動拠点センター
4			更喜苫内集会所
5			富磯集会所
6			樺岡集会所
7			川西集会所
8			沼川集会所
9			第一清浜集会所
10			東浦集会所
11			みはらし会館
12			宗谷集会所
13			天興集会所
14			豊別集会所
15			夕来集会所
16			第二清浜集会所
17			クトネバツ集会所
18			曲淵集会所
19			西浜集会所
20			青少年会館
21			沼川コミュニティセンター
22			声間コミュニティセンター
23			増幌コミュニティセンター
24			北コミュニティセンター
25			宗谷岬コミュニティセンター
26			富岡・はまなす地区活動拠点センター（富岡児童センター）
27			宗谷岬集会所
28			富士見コミュニティーセンター（旧稚内市立富士見児童会館）
29		文化施設	総合文化センター
30	社会教育系施設	社会教育系施設	稚内市立図書館
31			稚内市北方記念館
32			ノシャップ寒流水族館
33			青少年科学館
34			風～るわっかない
35			社会教育センター
36			社会教育センター東分館
37	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市体育館
38			総合体育館
39			緑体育館
40			温水プール水夢館

表 5 : 対象施設一覧 (2/4)

番号	大分類	小分類	施設名
41	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市営球場管理棟
42			富士見球技場管理棟
43			こまどりスキー場管理棟等
44			上勇知スキー場休憩室
45			大沼球場管理棟等
46			若葉球場管理棟等
47			ノシャップ公園パークゴルフ場管理事務所等
48			スポーツセンター
49			体育センター
50			みどりスポーツパーク
51		レクリエーション施設・観光施設	浜勇知展望休憩施設（こうほねの家）
52			宗谷丘陵展望休憩施設
53			大沼野鳥観察館
54			稚内市港ギャラリー（稚内副港市場内）
55			自然体験施設
56			少年自然の家
57			駅前環境整備トイレ
58			稚内市地域交流センター
59			北の桜守パーク
60		産業系施設	産業系施設
61	沿岸漁業後継者育成センター		
62	大規模草地		
63	水産飲雑用水施設		
64	職業訓練センター		
65	学校教育系施設	学校（小学校）	稚内中央小学校
66			稚内南小学校
67			稚内東小学校
68			声間小学校
69			増幌小学校
70			宗谷小学校
71			大岬小学校
72			富磯小学校
73			稚内港小学校
74			潮見ヶ丘小学校
75			天北小学校
76			稚内中学校
77			南中学校
78			東中学校
79			増幌中学校
80		宗谷中学校	
81		潮見ヶ丘中学校	
82		天北中学校	
83		学校（廃校）	旧サラキトマナイ小学校
84			旧曲渚小学校
85			旧樺岡小学校
86			旧豊別小学校
87			旧下勇知小学校
88			旧東浦小学校
89			旧曙小学校
90			旧上修徳小学校

表 6 : 対象施設一覧 (3/4)

番号	大分類	小分類	施設名	
91	学校教育系施設	学校（廃校）	旧西小学校	
92			上勇知小学校	
93			旧曲淵中学校	
94			旧樺岡中学校	
95			旧豊別中学校	
96			旧下勇知中学校	
97			旧東浦中学校	
98			旧上修徳中学校	
99			旧西中学校	
100			上勇知中学校	
101		その他教育施設	稚内市学校給食センター	
102	子育て支援施設	保育所等	港保育所	
103			白樺保育所	
104			沼川保育所	
105			勇知保育所	
106			宗谷保育所	
107			恵北保育所	
108			港ふれあいセンター	
109		幼児児童施設	いきいき子育てふれあいセンター（旧教育庁舎）	
110			稚内市立富士見児童会館	
111		保健・福祉施設	高齢福祉施設	稚内市総合福祉センター
112	稚内市総合福祉センター分館（旧いきいき子育てふれあいセンター）			
113	保健施設		稚内市保健福祉センター	
114	行政系施設	庁舎等	市役所	
115			宗谷支所	
116			沼川支所	
117		消防施設	稚内消防庁舎消防センター	
118			稚内消防署訓練塔	
119			消防団（第1分団）	
120			第2消防分団	
121			稚内消防団第3分団詰所	
122			声間分団（第4分団）	
123			沼川分団（第5分団）	
124			抜海消防分団（第6分団）	
125			第7分団（勇知分団）	
126			富士見分団（第8分団）	
127			曲淵消防分団（第9分団）	
128			宗谷消防分団（第10分団）	
129			第11分団詰所	
130			第12分団（大岬分団）	
131			第13分団詰所	
132			第14分団車庫（東浦）	
133			ヤムワッカナイ無線中継局舎	
134		その他行政系施設	エネルギーセンター	
135			重機センター	
136			沼川除雪センター	
137			勇知除雪センター	
138			増幌地区除雪センター	
139		供給処理施設	供給処理施設	稚内市リサイクルセンター
140				稚内市廃棄物最終処分場

表 7 : 対象施設一覧 (4/4)

番号	大分類	小分類	施設名
141	供給処理施設	供給処理施設	バイオエネルギーセンター
142			産業廃棄物処分場管理棟
143			一般廃棄物処分場管理棟
144			稚内メガソーラー発電所
145			稚内公園風力発電施設
146			萩ヶ丘浄水場（大沼ポンプ場）
147			稚内市終末処理場
148	病院施設	病院施設	市立稚内病院
149			市病看護研修室
150			市立稚内病院附属上勇知診療所
151			曲淵健康センター
152			市立稚内こまどり病院
153	その他施設	(バス待合室等)	恵北公衆トイレ
154			沼川バス待合室
155			曲淵バス待合室
156		(その他施設)	稚内市地方卸売市場
157			稚内市ポータルサービスセンター
158			上屋末広 1 号倉庫
159			上屋末広 2 号倉庫
160			稚内港港湾管理事務所
161			稚内港国際旅客ターミナル
162			日口友好会館
163			稚内聖苑
164			稚内市健康増進センター童夢

## 2.用語集

※単語横のページ数は初出ページとなっています。

### ◆アルファベット表記

---

#### COP21 P.2

国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）の略で、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標に毎年開催されている会議のこと。「21」は 21 回目であることを示している。COP21 は 2015（平成 27）年にフランスのパリで開催されており、京都議定書の後継となるパリ協定が採択された。

#### EMS P.16

Energy Management System の略で、情報通信技術を活用して家庭・オフィスビル・工場などのエネルギー使用状況をリアルタイムに把握・管理し、最適化するシステムのこと。家庭を対象としたものは HEMS、オフィスビルを対象としたものは BEMS、工場を対象としたものは FEMS と呼ばれる。

#### NDC P.14

Nationally Determined Contribution の略で、国が決定する貢献のこと。パリ協定に基づいて各国が作成・通報・維持しなければならない温室効果ガスの排出削減目標。

#### PDCA P.22

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の頭文字を取ったもので、これらを繰り返すことで、対象とするものの品質を継続的に改善していく手法のこと。

#### ZEB P.16

Net Zero Energy Building の略で、つくったエネルギーの量が、1 年間に消費したエネルギーの量よりも多い、あるいは差がゼロになるオフィスビルのこと。

### ◆あ行

---

#### ウォームビズ P.19

環境省が中心となって秋・冬場に行っている、環境対策などを目的とした取組みで、室温 20℃を目安に、快適に過ごせる服装や取組みを促すライフスタイルのこと。

#### エコドライブ P.7

自動車の燃料消費量や排気ガス排出量を減らす運転技術や心がけのこと。アイドリングストップや加速・減速の少ない運転などが該当する。

#### エコマーク P.19

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマークのこと。

#### エネルギー起源二酸化炭素 P.6

電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される二酸化炭素のこと。排出される二酸化炭素のうち、9 割以上がエネルギー起源二酸化炭素となっている。

#### 温室効果ガス P.2

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収して再放出する気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、メタン（CH<sub>4</sub>）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）の 7 種類が対象とされている。

### ◆か行

---

#### クールビズ P.19

環境省が中心となって夏場に行っている、環境対策などを目的とした取組みで、室温 28℃を目安に、快適に過ごせる服装や取組みを促すライフスタイルのこと。

#### クリーンエネルギー自動車 P.16

ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして、環境負荷を和らげる自動車のこと。日本政府はハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、天然ガス自動車（CNG）の 6 種類を対象としている。

#### グリーンマーク P.19

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークのこと。

## 国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC） P.2

Intergovernmental Panel on Climate Change の略で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関して、科学的・技術的・社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的に、1988（昭和 63）年に設立された政府間機構のこと。

### ◆さ行

---

## 再生可能エネルギー P.16

自然界から半永久的に得られる、地球環境への負荷が少なく継続して利用できるエネルギーのこと。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定している。

### ◆た行

---

## 脱炭素社会 P.2

地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を、排出抑制や吸収源対策等を行うことで実質ゼロにすることを目指す社会のこと。

## 地産電源 P.16

地域内に賦存するエネルギーを利用して、地域で発電を行う設備のこと。風力発電や太陽光発電などが該当する。

### ◆な行

---

## 二国間クレジット制度（JCM） P.14

Joint Crediting Mechanism の略で、途上国と協力して温室効果ガスの削減に取り組み、削減の成果を両国で分け合う制度のこと。

### ◆は行

---

## バイオエネルギーセンター P.3

本市で稼働している生ごみの中間処理施設のこと。家庭の生ごみや下水汚泥などをメタン発酵させて減容化するとともに、メタン発酵から得られたバイオガスを回収して電気・熱として利用する、環境配慮型の施設となっている。

## パリ協定 P.2

2015（平成 27）年に採択された気候変動に関する国際的枠組みで、1997（平成 9）年に採択された京都議定書の後継となるもの。すべての参加国に、温室効果ガスの排出削減・抑制目標が定められている。